

# 審議結果通知書

令和6年3月25日

松阪建設事務所長 様

三重県環境調整システム推進会議 会長

令和6年2月26日付けで提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	一般県道松阪度会線 道路改良事業
(1)調整事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・陸生生物・水生生物について</li><li>・埋蔵文化財について</li><li>・その他</li></ul>
(2)調整の結果の内容	<p>(陸生生物・水生生物について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施工にあたっては野生生物の生息状況の把握に努め、重要種の生息・生育が確認された場合は、重要種への影響が低減されるよう配慮してください。</li></ul> <p>(埋蔵文化財について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画案の場合は周知の埋蔵文化財包蔵地が対象地にありますので、多気町教育委員会に最新の状況を確認してください。</li></ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画の終点側（現道部分）が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていることから、事前に詳細な事業計画について防災砂防課と協議してください。</li><li>・当該事業の実施に際しては、二級河川外城田川水系の流域を変更しないよう、留意してください。</li><li>・流域治水の観点から、実施可能な範囲で浸透ますの設置等の流出抑制対策について検討してください。</li><li>・3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前に土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となりますので、留意してください。</li><li>・事業主体によっては、土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000㎡以上かつ高さ1mを超える場合、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例による許可が必要となる場合があるので、事前に大気・水環境課又は松阪地域防災総合事務所環境室と協議してください。</li><li>・揚水設備を設置する場合は、事前に松阪地域防災総合事務所環境室にて、三重県生活環境の保全に関する条例による揚水設備設置の手続きを行ってください。</li><li>・景観について専門家の意見が必要な場合は「三重県景観アドバイザー制度」の利用を検討してください。</li></ul>
(3)備考	